

障発1126第3号
令和7年11月26日

各 民間事業者等の長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業
(民間団体実施分)の実施について(通知)

今後、障害福祉サービスの需要が更に高まる一方、生産労働人口が減少していくことが見込まれる中で、将来にわたって障害福祉サービスの質を維持、向上していくためには、障害福祉サービスを担う人材確保のための対策は喫緊の課題である。

こうした状況を踏まえ、介護テクノロジー等による生産性向上の取組による効果検証や導入に伴うマニュアルの作成を行う民間団体に対して補助を行い、障害福祉の現場における介護テクノロジー等の活用の更なる推進や、次期報酬改定等の検討に資するエビデンスの収集等を行うため、今般、別紙のとおり「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業(民間団体実施分)実施要綱」を定め、令和7年11月26日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（民間団体実施分）実施要綱

1. 事業目的

本事業は、介護ロボットやICTの介護テクノロジー等を活用することによる介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化の推進を図るため、介護テクノロジー等による生産性向上の取組による効果検証や導入・活用に伴うマニュアルの作成を行う民間団体に対して補助を行い、その成果物を都道府県等や障害福祉サービス事業所等に示すことにより、障害福祉の現場における介護テクノロジー等の活用をより一層推進することや、令和8年度に作成予定の「障害福祉分野における生産性向上ガイドライン（仮称）」及び次期報酬改定等の検討に資するエビデンスの収集等を目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他の法人格をもつ団体であること。

3. 補助対象事業

本事業の補助対象事業は、別に定めるところにより、競争的環境の下で公募し、応募のあった事業であって、評価委員会における評価の結果、採択することが適當と認めた事業とする。

なお、事業の主たる目的である業務の大部分を外部委託するものや第三者への資金交付を目的とした事業、事業の大部分が設備又は備品購入等である事業及び営利を目的とした事業は対象としない。

4. 報告

- (1) 本事業の実施にあたって、実施主体は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から求めがあった場合は、適宜、報告すること。
- (2) 実施主体は事業終了後1か月以内又は翌年後の4月10日のいずれか早い日まで事業報告書を作成し、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へ提出すること。提出方法については別途指示するものとする。

5. 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

6. 事業採択の決定方法

本事業の実施主体は公募により決定するものとし、その決定にあたっては、別に定める評価委員会による事業の評価を踏まえ、予算の範囲で決定するものとする。